

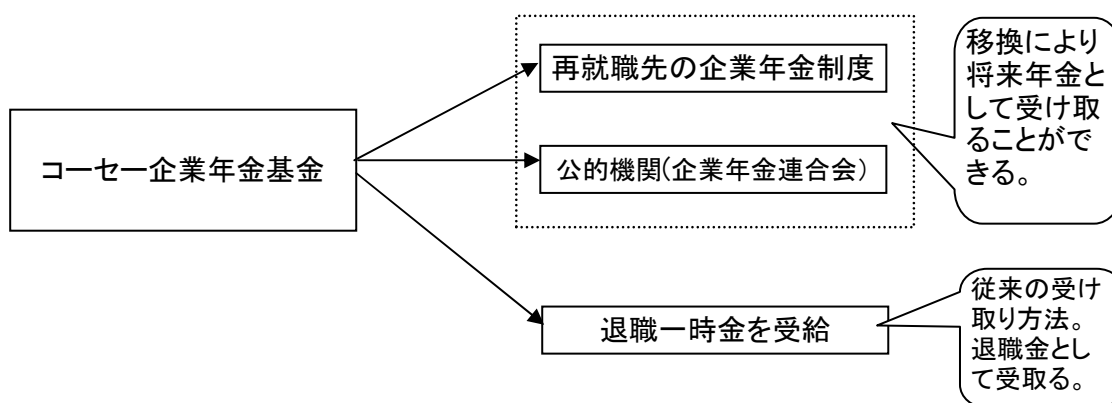
退職一時金(他制度との通算)についてのご案内

○対象者

加入期間3年以上20年未満で退職する方

○通算について

退職時、退職一時金を受け取らず、再就職先の制度や公的機関等へ移すことで期間を通算し、将来60歳以降(移換先の制度で定められた年齢から)年金として受け取ることが出来るようになります。



- ※再就職先の企業年金制度は、再就職先が受け入れると決めている場合移換可能です。
- ※企業年金連合会へは事務費等の本人負担が発生することがありますので、ご注意ください。
- ※将来、法律で定められた年齢から(原則65歳から)国より別途年金が出ます。(厚生年金)

○移換による通算を希望の方は

「退職一時金請求書」の「退職時の受取方法」欄の②「退職時の一時金受取りを保留します」に○をし、その他必要事項を記入の上、提出して下さい。後日企業年金基金よりご案内が行きます。

◆ 詳細内容や手続き、その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

コーセイ企業年金基金

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-4 長寿ビル8階
TEL 03-6892-5894 FAX 03-6892-5893